

ここが知りたい!新規制基準Q & A

Q 新たに規制で求めている基準津波は、
どうやって決めているの?



A 地震による津波や地震以外の要因で発生する津波をすべて検討して、
もっとも規模が大きいものを基準津波として策定しています。

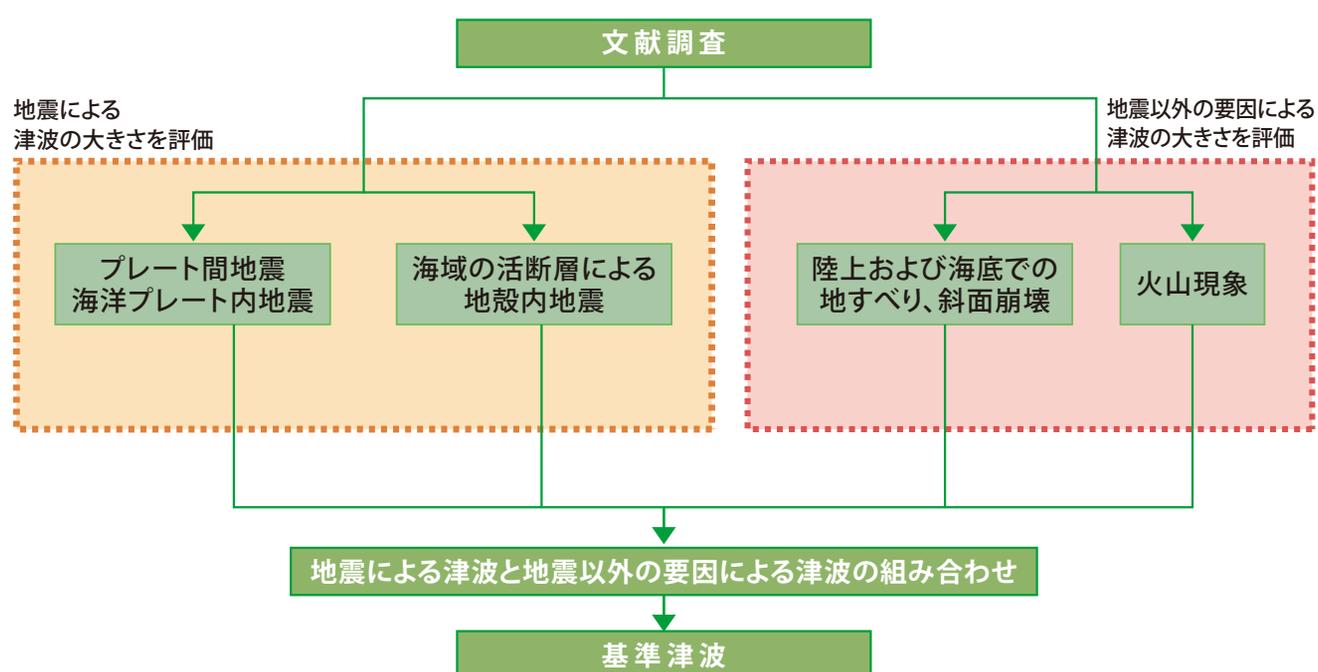
原子力発電所の津波に対する新規制基準では、それぞれの発電所ごとに想定される津波のうちもっとも規模が大きいものを「基準津波」として策定し、その津波が敷地へ流入しないように防潮堤を設置するなど、安全上重要な施設への浸水防止の強化を求めています。

津波は主に、地震によって海底面が隆起したり沈降したりといった変動を起こし、その変動によって海面に大きな波動が生じることで発生します。

津波を発生させる地震には、プレート間地震、海洋プレート内地震、海域の活断層による地殻内地震などがあり、基準津波の策定にあたって事業者ではこれらによって発生する津波の大きさを検討します。また、津波は陸上や海底での地すべりや斜面崩壊、火山活動など地震以外の要因によっても発生するため、こうした津波の大きさも検討します。

さらに、津波発生の要因が重なることも考えられることから、プレート間地震とその他の地震、地震と地すべり、地震と斜面崩壊などが組み合わさった場合の津波の大きさも考慮して、基準津波を策定します。

■基準津波策定の流れ



電力会社等の資料より作成